平成２８年（フ）第８３号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目４－46　メゾン・ド・東雲Ｂ203号、住民票上の住所愛媛県松山市東野２丁目１番32号
債務者　松田　孝輔（旧姓二宮）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４３号
熊本県八代市大村町443番地３　(302)
債務者　右山　愛
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第４６号
熊本県八代市古閑中町2273番地４
債務者　西本ますみ
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２２１号
大分県別府市大字南立石1037番地の２
債務者　福田　惠
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３号
宮崎市一の宮町30番地１　市営住宅188棟35号
債務者　前田　和則
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８３号
宮崎市青島西２丁目５番地１　パームコート青島203号
債務者　丸濵　伸次
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８８号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅８棟12号、前住所宮崎市新別府町城元302番地１
債務者　野﨑　純
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８７号
宮崎県小林市細野2287番地２
債務者　松元　正道
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２３０号
神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｄ－1110号
債務者　山本　榮太
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
広島県福山市水呑町65番地１　ファミリエンハイムＢ
債務者　松田美知惠
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３０号
広島県福山市神辺町字道上2443番地４
債務者　若嶋総業こと　若嶋奈津子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３３号
広島県福山市箕島町5816番地30　メゾンルミエール102
債務者　山口あゆみ（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３８号
広島県福山市本庄町中３丁目33番２号
債務者　藤井　照行（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１７６号
青森市造道２丁目７番12号　エトワール青森第２・203号、申立時の住所青森市花園１丁目１番17号
債務者　木立　建夫
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
神奈川県愛甲郡愛川町田代733番地　町営田代住宅２－１
債務者　森山　将思
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３６号
栃木県日光市今市848番地１　並木ハイツ208号
債務者　古泉堂こと　中林ヒデ子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７２３７号
東京都板橋区徳丸４丁目19－３－206
債務者　舛谷　博子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部